

## 八千代市上下水道局低入札価格調査実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、八千代市上下水道局が発注する建設工事において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項の規定により競争入札において調査基準価格を設ける場合の手續に関し、八千代市財務規則（平成8年規則第15号。以下「財務規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

### (対象となる契約)

第2条 調査基準価格を設ける対象となる契約は、原則として予定価格が150,000,000円以上の建設工事のうち、八千代市競争入札等業者選定審査会において決定した契約とする。

2 前項の金額にかかわらず、施行令第167条の10の2第1項の規定により落札者を決定する入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）については、この要領を適用するものとする。

### (調査基準価格)

第3条 調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった次の各号に掲げる額の合計（1円未満は切上げ）に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額とする。ただし、その額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあつては10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあつては10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 前項の規定により調査基準価格を算出し難い場合においては、同項の規定にかかわらず、契約ごとに10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で事業管理者が定める割合を予定価格に乘じて得た額とすることができる。

(失格判定基準価格)

第4条 極端な安価による受注により品質の確保ができない蓋然性が高いとされる価格を下回る場合に失格とする基準となる価格（以下「失格判定基準価格」という。）は、予定価格算出の基礎となった次の各号に掲げる額の合計（1円未満は切上げ）に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の7.5を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の7を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の7を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額

2 失格判定基準価格を設ける対象となる契約は、調査基準価格を設けた契約とする。ただし、前項の規定により失格判定基準価格を算出し難い場合においては、事業管理者は、失格判定基準価格を設けないことができる。

3 入札をした者の価格が失格判定基準価格を下回る場合は、当該入札をした者を失格とする。

(入札の執行)

第5条 経営企画課長は、入札の結果、入札が無効又は失格となった者を除き、最低の価格をもって入札をした者（総合評価一般競争入札においては、最も評価値の高い者）の入札価格が失格判定基準価格以上かつ調査基準価格を下回る価格であった場合は、入札価格の低い者（総合評価一般競争入札においては、評価値の高い者）から順次その順位を付すものとする。

2 前項の場合において、入札価格（総合評価一般競争入札においては、評価値）の同じ者があるときは、くじによりその順位を確定する。

3 前2項の規定により、第1順位となった者の入札価格が失格判定基準価格以上かつ調査基準価格を下回る価格であった場合は、落札の決定を保留し、その者を調査対象者（低入札価格調査の対象となる者をいう。以下同じ。）とする。

(低入札価格調査委員会の設置)

第6条 低入札価格調査を適正に行うため、低入札価格調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

- 2 調査委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長は会務を総理し、調査委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 委員長は上下水道局長、副委員長は上下水道局次長、委員は経営企画課長、給排水相談課長、上水道課長及び下水道課長とする。
- 6 調査の事案に応じ、委員長が必要であると認めるときは委員長の指名により臨時委員を置くことができる。
- 7 調査委員会の会議は、委員長が招集する。
- 8 調査委員会の庶務は、経営企画課において処理する。

(低入札価格調査の実施)

第7条 経営企画課長は、第5条第3項の規定により落札の決定を保留したときは、落札保留報告書（第1号様式）により委員長に報告するとともに、調査対象者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かについて、当該工事担当課長とともに、次の各号に掲げる事項について調査対象者からの低入札価格調査項目に対する回答書（第2号様式）の徴取及び事情聴取、関係機関への照会を行い、低入札価格調査書（第3号様式）を作成するものとする。

- (1) 当該価格により入札した理由
- (2) 入札価格の内訳
- (3) 手持ち工事の状況
- (4) 入札対象工事の場所と入札者の事業所、倉庫等の関係
- (5) 手持ち資材の状況
- (6) 資材搬入先及び購入先と入札者との関係
- (7) 手持ち機械の状況
- (8) 技術者及び労働者の保有と具体的配置計画
- (9) 過去に施工した公共工事名及び発注者
- (10) 建設副産物に関する事項
- (11) 経営状況
- (12) その他委員長が必要と認める事項

2 前項の調査に協力しない調査対象者の入札は無効とする。

(調査委員会への付議)

第8条 経営企画課長及び工事担当課長は、前条の調査を終了したときは、低入札価格調査項目に対する回答書(第2号様式)、低入札価格調査書(第3号様式)に関係書類を添付して調査委員会に付議しなければならない。

2 調査委員会は、調査の結果を低入札価格調査結果報告書(第4号様式)により事業管理者に報告しなければならない。

(落札者の決定)

第9条 調査委員会の調査の結果、当該調査対象者の入札価格によって契約内容に適合した履行が確保できないおそれがないと認めた場合は、事業管理者は、当該調査対象者を落札者として決定し、それ以外の場合は、当該調査対象者を失格とする。

2 前項の規定により調査対象者を失格とした場合は、当該調査対象者の次に順位の高い者(次項において「次順位者」という。)の入札価格が予定価格の制限の範囲内であるときは、その者を落札者と決定する。

3 前項の規定にかかわらず、次順位者が調査基準価格を下回る価格で入札した者である場合は、その者を調査対象者とし、第7条からこの条の規定を準用する。

4 前各項の規定により落札者を決定した場合は、事業管理者は、財務規則第134条第2項の規定により、直ちにその旨を落札者等に通知しなければならない。

(監督・検査体制の強化)

第10条 調査対象者を落札者と決定した場合は、契約の適正な履行の確保を図るため、事業担当課と工事担当課は十分協議し、施工等の監督・検査体制の強化に努めるものとする。

(結果の公表)

第11条 第9条の規定により落札者を決定した場合は、経営企画課長は、調査対象となった工事の概要について、当該工事に係る契約の締結後速やかに、第5号様式により作成しなければならない。

- 2 経営企画課長は、第7条の規定による調査を実施した場合は、低入札価格調査の概要を、当該工事に係る入札の終了後速やかに、第6号様式により作成しなければならない。
- 3 経営企画課長は、前各項の規定により概要を作成後、閲覧及びインターネットによる公表をするものとする。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年12月1日以降に公告を行う建設工事であって、平成26年4月1日以降に引渡しを受けるものから施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和元年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日以前に入札を行った契約は従前の例による。

附 則

(施工期日)

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日以前に公告又は指名通知を行った入札においては従前の例による。

附 則

(施工期日)

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日以前に公告又は指名通知を行った入札においては従前の例による。